

一般社団法人青森県建設業協会長
青森県建設産業団体連絡協議会長
一般社団法人日本建設業連合会東北支部長 } 殿

青森県県土整備部整備企画課長
(公 印 省 略)

土木工事における快適トイレ設置費用の計上及び
土木工事特記仕様書の一部改定について（参考通知）

標記について、県土整備部発注工事において下記のとおり取り扱うこととするので、参考通知します。

記

- 1 実施内容 県土整備部発注工事において、受注者が建設現場に快適トイレの設置を行った場合に、従来型トイレとの差額を計上することで、男女ともに働きやすい環境づくりを支援します。
- 2 適用年月日 平成30年4月1日以降に公告又は指名通知となる工事から適用とします。
ただし、春先の工事着手を想定している工事など、対応可能なものについては、受発注者間の協議により適用できるものとします。
- 3 積算方法 従来型トイレと快適トイレの賃料の差額について、45,000円/基・月、男女各1基の計2基（現場に女性作業員がいない場合は1基）を上限に共通仮設費の営繕費に積上げます。
詳細は別添1のとおり。
- 4 その他 受注者が積上げ額の上限を超過する賃料の快適トイレを設置する場合、上限超過分は現場環境改善費の率分計上による実施内容の1つとすることができません。
また、本件の適用に際し、別添2のとおり土木工事特記仕様書の一部改定を行います。

【担当】

技術管理グループ 三浦

TEL: 017-734-9645

(別添1)

快適トイレ賃料の積算方法

1. 計上の可否の確認

受注者が「快適トイレの仕様を満たしているトイレを使用することがわかる書類」と「見積書」を用意したうえで発議します。
また、発注者は施工検査などの際に、受注者が使用しているトイレが発議時のものと同じものであることを確認します。

(参考) 快適トイレの仕様

| | | |
|-----------------------|--|-------------------------|
| 快適トイレに求める標準仕様 | ① 洋式便座 ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能） （必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る） ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの） ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上） | 必須 |
| 快適トイレとして活用するために備える付属品 | ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） ⑩ 鏡付きの洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品 | |
| 推奨する仕様、付属品 | ⑫ 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上） ⑬ 擬音装置 ⑭ 着替え台（フィッティングボード等） ⑮ フラッパー機能の多重化 ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） | 装備していればより快適となるもの（オプション） |

快適トイレの要件を満たすトイレについては、国土交通省ホームページにおいて紹介しているほか、NPO 法人日本トイレ研究所が上記に基づき独自の認定制度を展開しています。

2. 従来型トイレとの差額を計算し、共通仮設費の営繕費に積上げる

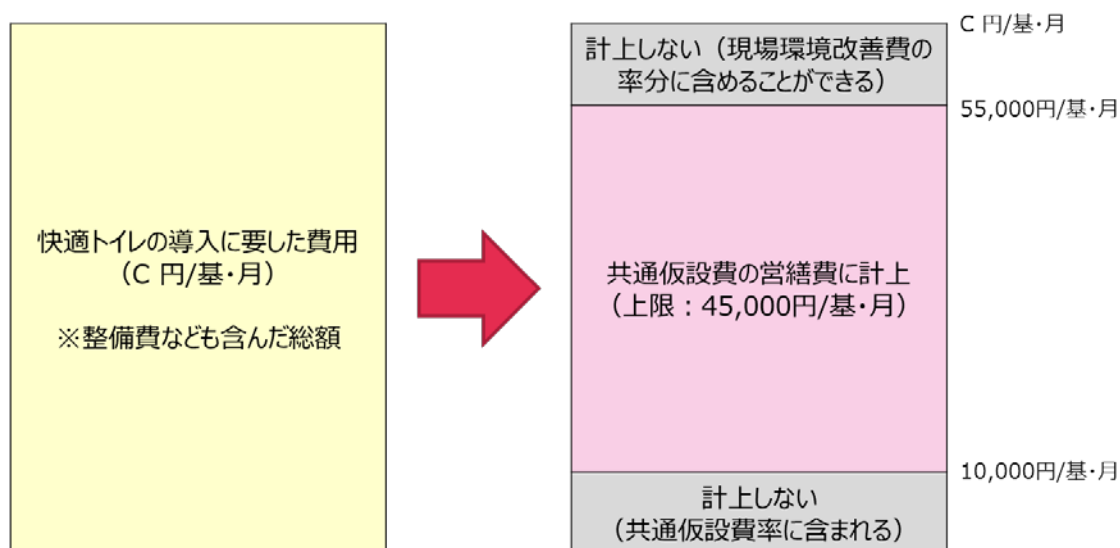
① 快適トイレの導入に要した1か月あたりの費用（賃料のほかに整備費や基本料等も含んだ総額）から、従来型トイレの費用相当額（10,000円/基・月）を引きます。

（従来型トイレの費用は共通仮設費率に含まれており、二重計上を防ぐため。）

② ①で算出した金額について、45,000円/基・月を上限に、男女各1基の計2基（現場に女性作業員がいない場合は1基）まで共通仮設費の営繕費に積上げます。

※ 上限額を超過した分については、共通仮設費に計上できませんが、現場環境改善費の率分計上を行っている工事において、現場環境改善の実施内容の1つとすることができます。

積上げ金額のイメージ



3. その他

- 現場事務所内に設置されているトイレは対象外となります。
- 受注者が必要書類を準備しなかった場合は、快適トイレを使用している場合でも変更の対象としません。
- 受注者が自ら保有する快適トイレを設置する場合は、同じ型式のトイレをリースした場合の見積をメーカー等から徴取り、その金額を基準に積算してください。

10.その他 - 22 ゴム製品等への対応

1. ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

| 試験名 | 計測項目 |
|----------------|---------------------------|
| 通常状態での試験(常態試験) | 硬さ、比重、引張強度、伸び |
| 熱老化試験 | 熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び) |
| 圧縮永久ひずみ試験 | 圧縮による残留歪み |
| 製品検査 | 外観、寸法、性能 |

2. ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(別表)

| 製品及び材料名 | |
|---------|---------------------------------------|
| 防振ゴム | ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね |
| 芝保護材 | |
| 落橋防止用ゴム | |
| 道路資材 | 車止め(ガードコーン) 視線誘導標、車線分離標 |
| 弾性舗装材 | ゴムチップ舗装材 |
| 建築防水資材 | |

※代表的な製品例であり、その他ゴム製品等についても同様の取り扱いをすること。

10.その他 - 23 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、従来型トイレとの差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

●快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

●快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

●推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレとの差額について45,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がいない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、下記のページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

建設現場に設置する快適トイレの導入について

快適トイレの導入

- 通知日 : 平成28年8月4日付け国技建管第3号「快適トイレの導入について」
- 取組内容: 建設現場の仮設トイレについて、**快適トイレ**(女性も活用しやすいトイレ)の**設置を基本**とし、職場環境改善を促進。
- 対象工事・適用開始日: **平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する工事**
- 経過措置: 既契約済工事については、受発注者で協議の上、現場のトイレを快適トイレに変更する場合はその費用について、**10月1日から導入する工事と同様に積算計上**する。(平成28年10月1日以降協議して導入する場合)
- 積算計上: 快適トイレの費用は、**45,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※1**を計上するものとし、男女別で1基ずつ設置した場合は、**計2基まで共通仮設費(営繕費)に積上げて費用計上**できる。(90,000円／2基・月が上限)
 ※1:「積算上の差額」とは、**実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額**。
 上限を超える費用については、受注者は、積算項目内の「イメージアップ経費(率分)」の対象として良い。

【具体的な計上方法例】

- ①実際に導入した快適トイレ費用 60,000円／基・月の場合(積算上の差額 50,000円)
積算で計上する費用 : 45,000円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用 40,000円／基・月の場合(積算上の差額 30,000円)
積算で計上する費用 : 30,000円／基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 100,000円／2基・月の場合(積算上の差額 80,000円)
積算で計上する費用 : 80,000円／2基・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 200,000円／2基・月の場合(積算上の差額 180,000円)
積算で計上する費用 : 90,000円／2基・月

※「**快適トイレ**」事例集を作成し公表(9月中旬目処)します。

(国交省HPにて、**快適トイレの標準仕様を満たすトイレ商品を募集**。

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>)

快適トイレの導入例



快適トイレへの対応（イメージ）

快適トイレの標準仕様(案)

1. トイレに求める機能

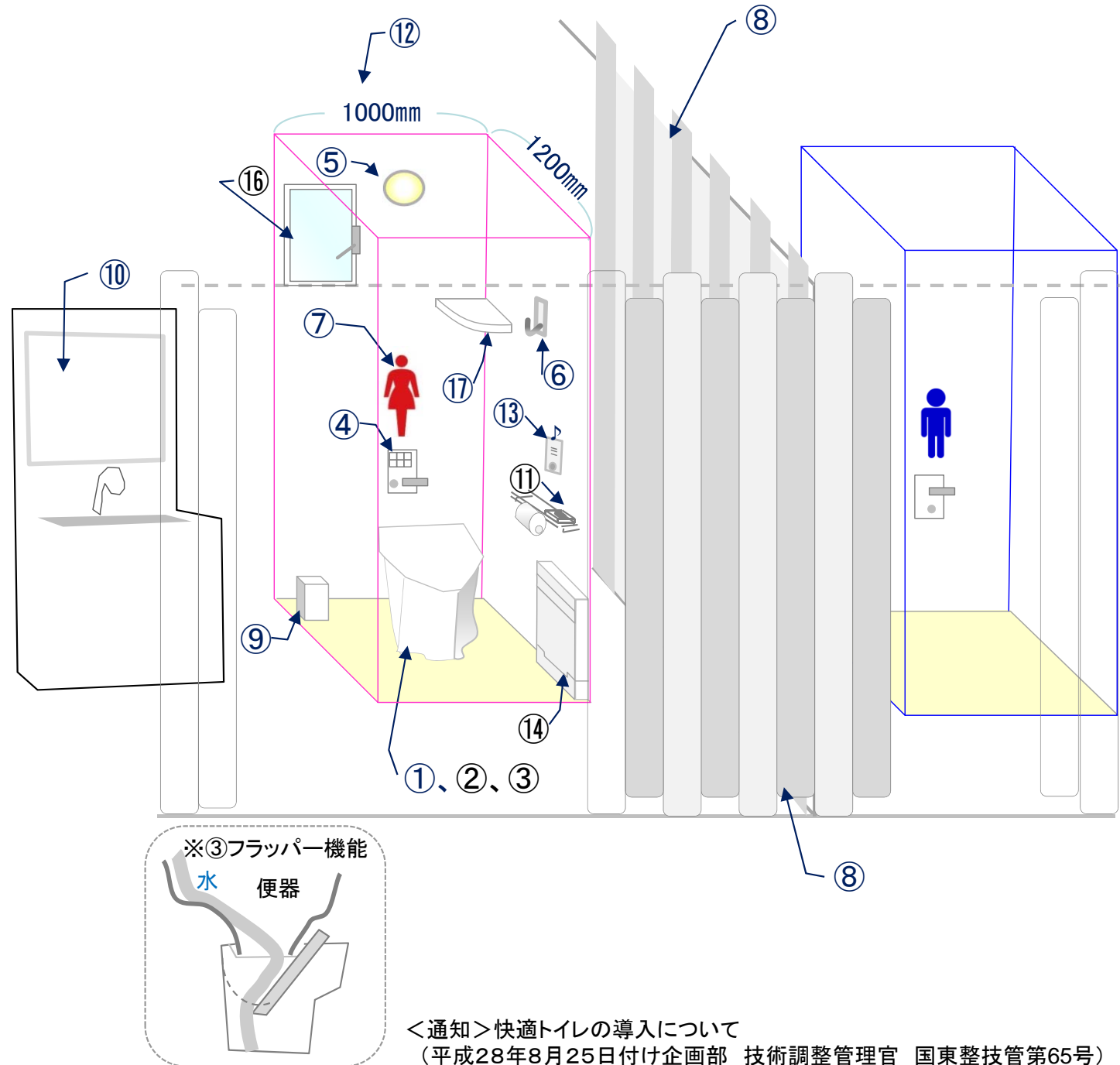
- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)



タイプ別設置状況写真

ユニット型



車載型



ハウス型

